

議案第 20 号

松阪市行政組織条例等の一部改正について

松阪市行政組織条例（平成 17 年松阪市条例第 25 号）及び松阪市廃棄物減量等推進審議会条例（平成 17 年松阪市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市行政組織条例等の一部を改正する条例

（松阪市行政組織条例の一部改正）

第 1 条 松阪市行政組織条例（平成 17 年松阪市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「秘書広報課」を「秘書広報局」に改める。

（松阪市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正）

第 2 条 松阪市廃棄物減量等推進審議会条例（平成 17 年松阪市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「清掃政策課」を「清掃施設課」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。